

大津湖南都市計画「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」および「区域区分」の変更に関する
公聴会公述意見に対する県の考え方

公述申出期間：平成23年7月11日(月)～7月21日(木)

公 聴 会：平成23年7月28日(木) 草津市草津三丁目13-30 草津アミカホール

番号1～4は省略(他市分)

番 号	意見の要旨 (公表)	意見に対する県の考え方 (公表)
5	市三宅・行畑・野洲地区について、当該地区からの三上山の眺望景観を保全するために、野洲市が景観行政団体として体制を整えるまで、市街化区域の編入を留保してほしい。	<p>当該地は、野洲駅に近傍していることや主要地方道沿線であること等から個別の土地利用転換が随所にあり、今後無秩序な土地開発が進む恐れがあるため、早期に市街化区域に編入し、まちづくりを誘導する必要があります。</p> <p>※公述意見には、県が所管する事務以外の内容が含まれることから、事務を所管する野洲市からの回答を示します。</p> <p>※(以下は、野洲市の見解)</p> <p>当該地区については、野洲市景観形成方針を踏まえた地区計画の策定に向け、地権者との調整を進めます。なお、野洲市が景観行政団体として景観計画を策定する段階で、当該地区についても景観計画を適用する必要があるかについて、検討を行います。</p> <p>今回の見直しが遅れば、現状のような無秩序な土地開発が進み、良好な景観を形成できないことから、速やかな見直しが必要と考えます。</p>